

## 高知県飼料削減技術開発等事業費補助金実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、飼料削減技術開発等事業の実施に関し、高知県飼料削減技術開発等事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 計画について

#### 1 計画の作成

(1) 補助事業者は、交付要綱別記第1号様式による計画認定申請書を作成し、知事に申請するものとする。

(2) 計画は、以下の要件を満たさなければならない。

ア 養殖に使用する飼料の量を20パーセント以上削減できる見込みがある技術の開発を行うものであること。

イ 技術の開発により得られた結果について、科学的に検証するものであること。

ウ 開発した技術に関する説明会を開催するなどして、県内養殖業者への普及を図るものであること。

(3) 実施予定期間は、事業着手の日から令和7年2月28日までとする。

#### 2 計画の審査

飼料削減技術開発等事業計画審査会（以下「審査会」という。）において計画を審査するものとする。

#### 3 計画の認定

審査会により計画が適当であると認められた場合は、県はその計画を認定し、当該補助事業者に通知する。

#### 4 計画の達成状況報告

計画の達成状況は、交付要綱別記第4号様式により報告するものとする。

### 第3 審査会について

#### 1 審査会の構成

(1) 審査会の委員は次に掲げる者とし、審査会長は水産振興部副部長とする。

水産振興部副部長

水産業振興課長

水産業振興課企画監（水産物外商担当）

水産業振興課長補佐

(2) 会議は、審査会長を除く委員のうち3分の2以上の委員及び審査会長が出席しなければ開くことができない。

(3) 審査会長又は委員が会議に出席できないときは、審査会長又は当該委員があらかじめ指定した者が、その職務を代理する。

## 2 審査会の開催

審査会は審査会長が招集し、開催に係る事務は水産業振興課チーフ（資源・生産担当）が行う。

### 附 則

この要領は、令和6年3月5日から施行する。